

# 配水計画の策定

平成31年4月に土地改良法の一部改正が行われ、「利水調整規程」による利水調整のルール化が法制化されました。このため佐賀土地改良区では適切な農業用水の管理・運用を行うため配水計画の策定を行いました。

## 令和4年度 佐賀土地改良区 配水計画

### 【取水の基本事項】

#### (1) 各取水口等の位置

- 川上頭首工左岸取水口 佐賀市大和町大字久池井字六本杉2978番2地先
- 川上頭首工右岸取水口 佐賀市大和町大字川上字川原75番地先
- 多布施川注水口 佐賀市大和町大字尼寺字一本杉3224番4地先
- 三本杉取水口 佐賀市緑小路130番地先
- 西平川注水口 小城市三日月町道辺字山王653番地先
- 本松取水口 小城市三日月町道辺字立物842番地先

#### (2) 最大取水量等

期 間 区 分	6月1日から 6月10日まで	6月11日から 10月10日まで	10月11日から 翌年5月31日まで	年間総取水量
川上頭首工合計	10.69 m <sup>3</sup> /s	19.01 m <sup>3</sup> /s	3.53 m <sup>3</sup> /s	181,800 千m <sup>3</sup>
川上頭首工左岸	10.69 m <sup>3</sup> /s	18.83 m <sup>3</sup> /s	3.53 m <sup>3</sup> /s	—
川上頭首工右岸	0.02 m <sup>3</sup> /s	0.28 m <sup>3</sup> /s	0.02 m <sup>3</sup> /s	—
多布施川注水口	3.02 m <sup>3</sup> /s	4.27 m <sup>3</sup> /s	1.19 m <sup>3</sup> /s	—
三本杉取水口	2.67 m <sup>3</sup> /s	3.48 m <sup>3</sup> /s	1.18 m <sup>3</sup> /s	—
西平川注水口	4.50 m <sup>3</sup> /s	7.60 m <sup>3</sup> /s	1.35 m <sup>3</sup> /s	—
本松取水口	4.92 m <sup>3</sup> /s	7.60 m <sup>3</sup> /s	2.08 m <sup>3</sup> /s	—

#### (3) 筑後川下流用水事業からの補給

- 筑後川下流用水事業からのかんがい用水の補給が必要となる地区の内、北川副地区以外の地区への補給は、川上頭首工左岸取水口及び右岸取水口の取水量の合計が19.01 m<sup>3</sup>/s の場合又は北山ダム貯水位がEL367.40m以下のときに限り、最大5.98 m<sup>3</sup>/s の範囲内において、受けることができる。  
ただし、6月1日から6月20日までの間においては、上記によらず最大5.98 m<sup>3</sup>/s の範囲内において補給を受けることができる。
- 北川副地区への筑後川下流用水事業からのかんがい用水の補給は、国営幹線水路市の江川副幹線中川副分水工からの送水量が0.35 m<sup>3</sup>/s に達し、且つ不足を生じる場合に限り、最大1.64 m<sup>3</sup>/s の範囲内において補給を受けることができる。

#### 【農業用水の利用の調整に関する問合せ先】

〒840-0811 佐賀市大財三丁目8番15号  
佐賀土地改良区 管理課  
TEL 0952-22-4382  
FAX 0952-29-1048